

会 議 録

会議名 (審議会等名)	第5回二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会		
事務局 (担当課)	小金井市環境部ごみ対策課		
開催日時	平成29年5月12日(金) 午前10時00分から午後0時10分まで		
開催場所	小金井市東小金井駅開設記念会館2階 A・B会議室		
出席者	委員	<出席者：13名> 柿崎会長(環境部長)・浅賀委員・一瀬委員・羽鳥委員・矢野委員・福島委員・蜂谷委員・吉田委員・坂野委員・佐野委員・朝倉委員・小野ごみ対策課長・石阪中間処理場担当課長 <欠席者：1名> 藤田ごみ処理施設担当課長 ※新小金井虹の会は欠席の扱いとする	
	事務局	富田・佐藤・山下	
傍聴者の可否	可	傍聴者数	1人
会議次第	0 開 会 1 報告事項 報告1 第4回協議会について 報告2 第4回検討会議の報告 報告3 市外施設見学会について 2 協議事項 議題1 第3回協議会でのご意見等の整理 議題2 施設整備計画について ・処理施設の組み合わせ及び処理工程の検討(ステップ1・2) ・2つの候補地への配置案について(ステップ3) 3 その他 ① 協議会要点録の確認について ② 次回開催候補日 月 日 () ③ 検討会議勉強会 5月23日(火)		
会議結果	別紙審議経過のとおり		
提出資料	別添のとおり		
その他	次回開催予定 平成29年 月 日		

開 会

○柿崎会長（環境部長） これより第5回二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会を開催する。

早速だが、委員の出席状況と配付資料の確認を事務局より願います。

出席状況と資料確認

○事務局（山下）

それでは、まず委員の出席状況について報告する。藤田ごみ処理施設担当課長は本日所用のため欠席ということで、よろしく願います。

また、新小金井虹の会からは、協議会開催の案内等を送付させていただいているが、現時点においても委員選出の回答をいただけていないので、本日も欠席の扱いとさせていただく。

続いて、配付資料の確認をさせていただく。

まず、本日の次第である。資料については、今回から資料番号のつけ方を変更しているが、こちらは前回の二枚橋の協議会で指摘をいただき、対応したものとなっている。資料の右肩に、最初の資料だが「協5-1」と記載している。表記の意味は協議会の第5回の資料1ということで「協5-1」と表現している。

まず協5-1だが、こちらが「第4回協議会について」、続いて資料番号協5-2として「第4回検討会議の報告」、続いて資料番号協5-3として「市外施設見学会について」、

続いて資料番号協5-4として「第4回協議会でのご意見等の整理」、続いて資料番号協5-5として「処理施設の組み合わせ及び処理工程の検討」、続いて資料番号協5-6として「2つの候補地への配置案について」である。

参考資料として、前回の協議会の要点録（案）である。二枚橋については、3月に行ったものと追加で4月に行ったものがあり、2回の協議会の要点録をお配りしているので、そちらをご確認いただきたい。こちらについては、5月26日までにご自身の発言部分について修正等があれば、事務局に連絡をいた

だきたいと考えている。要点録については、協議会の最後に改めて説明する。

そのほか、「平成28年度清掃事業の概要（平成27年度版）」、「平成28年度一般廃棄物処理計画」、「平成29年度一般廃棄物処理計画」、経済産業省発行の「容器包装リサイクル法」、環境省発行の「日本の廃棄物処理の歴史と現状」を参考資料としたのでご確認いただきたい。

資料については以上である。不足等あれば事務局に申し出ていただきたい。

○柿崎会長（環境部長） 資料についてよろしいか。

それでは、前回の本協議会で副会長と清掃関連施設整備基本計画検討会議委員の選出が保留となっているので、後ほど議題3「その他」のところでまた協議をいただければと考えている。

次第に沿って進行させていただく。

1. 報告事項

報告1 第4回協議会について

報告2 第4回検討会議の報告

報告3 市外施設見学会について

○柿崎会長（環境部長） まず、報告事項について事務局から説明をお願いします。

○事務局（山下） それでは、報告1から3を一括して報告させていただく。

資料番号協5-1をご確認いただきたい。「第4回協議会について」である。

中間処理場運営協議会を平成29年3月23日、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会を翌日の平成29年3月24日と平成29年4月11日に開催した。議事内容は、第3回協議会及び第3回検討会議、狛江市の施設の視察見学会の報告をさせていただき、協議事項として対象となる候補地の選定経緯、施設整備計画について説明をさせていただいた。なお、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会については、施設整備計画については資料配付のみとなっている。また、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会において熊木副会長が委員交代したことに伴い副会長を辞任され、後任は未選出となっており、検討会議委員の選出についても保留となっている。第4回協議会については以上。

続いて、資料番号協5-2をご確認いただきたい。「第4回検討会議の報告」である。

第4回検討会議が4月18日に開催された。

協議内容は、第3回検討会議、第4回協議会、狛江市と東村山市の施設の見学会の報告が行われた後、第3回検討会議でのご意見等の整理、主要機器設備形式の検討、公害防止計画の検討について資料の説明、意見交換が行われている。

当日配付資料については2枚目以降に添付しているので、お読み取りいただきたい。なお、第5回検討会議を6月7日水曜日に開催予定である。また、両協議会委員の皆様にご案内しているが、主要機器設備形式や公害防止計画の検討に関する検討会議委員のための勉強会を開催することとなっており、参加希望の方は5月23日火曜日に開催を予定しているのでご検討いただければと思う。第4回検討会議については以上である。

続いて、資料番号協5-3をご確認いただきたい。

市外施設の見学会について、前回狛江市の施設について報告しているが、その後、平成29年4月13日に二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会と中間処理場運営協議会の両協議会委員を含め、町会等の参加希望をいただいた皆様に多摩地域の資源化等施設のうち、近時に設置された東村山市秋水園のリサイクルセンターや粗大ごみ処理棟などの見学会を開催した。ビン、缶の選別工程をそれぞれ確認いただき、いただいた質問等についてまとめているので、お読み取りいただきたい。見学された委員から補足で感想などがあれば、願います。協議会として情報を共有していただければと思う。

報告事項については以上である。

○柿崎会長（環境部長） 今、事務局より報告があった。何かご質問や見学会の感想などがあればお願いをしたいと思うが、いかがか。

○佐野委員 後でご意見の整理をやるのか。今日の協議事項の1は第4回の意見等の整理か。

○小野ごみ対策課長 これは後でやる。

○佐野委員 やるか。そこで発言があると。

○矢野委員 前回私は参加をしているが、今後も市外の、最近リニューアルさ

れたような施設を見学するというようなことは考えているか。

聞いたところ、武蔵野市が最近リニューアルした。それでこういう小冊子を出しており、これを見ると新しいリサイクルセンターを見に行こうとなっている。ご覧になった方はおわかりだと思うが、外見もすごく変わっている。こういう新しいところがどういう施設をつくり、どういう設備を擁しているのかというのも参考になるかと思い、今後もこういうことを、それとも我々自主的に行って見てこいということであればもちろんそれでもいいのだが、そういうことを考えているかどうか。

○小野ごみ対策課長 武蔵野市のクリーンセンターについては焼却施設ではあるが。

○矢野委員 不燃物の処理も書いてあったので、メインは焼却のようだが。

○小野ごみ対策課長 メインは焼却だが、同じ施設の中で不燃物も処理しているという形になっている。

○矢野委員 なので、焼却のほうはこちらの会議とは直接関係ないけど。

○小野ごみ対策課長 私どもも見学に行った、外見ももちろん違う、中側も地域に見せる施設ということではいろいろな部分がガラス張りになっている。ヘルメットをかぶらずに焼却の工程を見ることができる施設で、今後私どもの清掃関連施設の整備に関して、地域に開かれた施設をつくるという意味では非常に参考になると思っている。もしご希望があれば、私どもから武蔵野市にお問い合わせをさせていただく。

○矢野委員 ぜひお願いしたい。

三鷹は、あそこも新しくなったが、あそこは焼却場だけか。

○小野ごみ対策課長 焼却施設で、裏に不燃はある。

○矢野委員 三鷹も比較的新しいと思うが、この後に、どういう設備をつくるのかという検討が入ると思うけど、その際の参考にとということで、できればなるべく、遠くまで行く必要はないと思うが、近隣で新しいところは見学できるならば見学させていただければと思う。

○柿崎会長（環境部長） 武蔵野市のクリーンセンターは今年の4月に本格稼働を始めたところである。今までごみの焼却施設も含め、ごみ処理施設というのは基本的に周りを壁で覆ってどちらかという入りづらい感じだが、武蔵野

クリーンセンターについては壁も一切なくて、見た目では煙突がないと美術館のようであった。

○矢野委員 何の施設だろうとまず思うよね。

○柿崎会長（環境部長） 煙突があるので、ああ焼却施設なのかなと思うところである。見学者が非常に多いようで、そこは武蔵野市に聞いてみないと何とも言えないが、機会があればぜひ見ていただきたい。あと、施設を紹介する人たち、コンシェルジェがいる。

○矢野委員 一緒に回って説明をしてくれるみたいなのが、そのように書いてあったが。

○柿崎会長（環境部長） あとは入口にロボットがいて、いろいろな説明もロボットがしてくれたりとか、確かに最新の技術を取り入れて、なおかつ外からものぞけるような感じにもなっている施設なので、あれが一つの「見せる」というところでは参考の基準になる施設かと我々も思っている。

○矢野委員 ご検討いただきたい。

○柿崎会長（環境部長） ほかに。

○福島委員 見せるというよりも、根本的な考え方の差異があるのではないかと思う。要するに、武蔵野なんかもやはり市役所の横につくっている、三鷹もそうだし。小金井はなるべく遠く遠くにやろうと。我々も嫌悪施設だから嫌だ嫌だと、こういうふうになる。それを連続でしているのだから、その考え方ところで、やはり必要な施設だし必要なのだけれども、小金井市がやると拒否感が出てくる。今までの歴史がそうなっているのかな。今回もそうなので、そこら辺の考え方ところで、本当はそうやってオープンにしてみんな来て、全然もう問題ないと言って、まあ歓迎とは言わないけど、そういうふうにしていかなくてはいけないのだけれども、どうも今までの焼却施設の検討とかいろいろ見ていると、初めからもう拒否感が出てくるよね。何でなんだろう。本当に嫌になるというかね。そこのところが一番の差なのかなという気がしないでもないけどね。一番見てほしいのはそこだなと思うけど。前からそう。感想。

○柿崎会長（環境部長） ほかに何かあるか。ここについてはよろしいか。

ほかになければ、きょうの協議事項に入らせていただく。

2. 協議事項

議題1 第4回協議会でのご意見等の整理

○柿崎会長（環境部長） まずは事務局から説明させていただく。

○事務局（山下） それでは、協議事項の議題1を説明させていただく。資料番号協5-4をご確認いただきたい。

「第4回協議会でのご意見等の整理」についてである。資料の記載内容については、中間処理場運営協議会、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会の両協議会からの主なご意見についてまとめているので、両協議会で共有いただきたいと思う。

では、順に説明する。4-1ページをご覧ください。

「ステップ2の不燃ごみ等の処理工程の民間委託に関して、2か所の民間処理施設から断られるというリスクはないのか」というご意見をいただき、「今の段階で受け入れを断られるということはないが、将来的に施設を閉じるとなったときのリスクはある。もう少しいろいろなところと協議していく必要はある。今私たちがおつき合いさせていただいているのは2社だが、施設としては全国的にはほかにもある」と回答させていただいた。

続いて、「積みかえ施設の建設費用、維持管理費、運搬経費等の費用の試算はないのか。コストの比較がないと、議論しても何かを判断したり要望をしたりすることができない」というご意見をいただき、「処理品目や処理規模、処理方法等のある程度の条件が決まらないと参考値としての計算しかお示しできない状況である」と回答させていただいた。

続いて、「中間処理場の敷地内のメタセコイヤ広場について半永久に公園としておいてもらいたい。公園というか遊園地みたいな形にして、子供たちや親も来てここで何をやっているのか興味を持たせるのも一つの考えではないか」というご意見をいただき、「メタセコイヤは切ってしまうても緑地帯として緑は残す」と回答させていただいた。

4-2ページをご覧ください。小金井東部の環境を良くする会から「小金井市長に提出した質問の答えに対し、議事進行が逆だと思う。ごみ、資源物等の適正な処理に関する議論がなければ本末転倒ではないか」というご意見を

いただき、「ごみ、資源物等の適正な処理については小金井市廃棄物減量等推進審議会で議論した上で策定した一般廃棄物処理基本計画の中で定めている。基本計画については次回ご説明する」としていた。こちらについては、4月11日開催の二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会にて説明させていただいたと考えている。

続いて、「二枚橋衛生組合ごみ焼却場跡地の売買及び利用並びに都市計画の変更に関する覚書」に法的拘束力はあるのか」というご意見をいただき、「市長間で押印されたものが覚書として締結されていることから、信義則上の努力義務は発生すると解釈している」と回答させていただいた。補足として、「覚書は当事者間の合意事項を文書にしたもので、一般的に契約書と同様の法的効力を有する」と認識している。

4-3ページをご覧いただきたい。「ごみ、資源物等の適正な処理について、編年的に法律ごとに整理し、その中で事業者の責務は何なのか、その責務に向かってどういう取り組みをしてどういう実績を残しているかを明示すべきだと思っている。関連して、事業者が販売したものに対してどれだけ回収してどれだけ処理ができたのかということは、数量的にきちんと報告を求める必要があると思う。また、市の役割や行政の役割が具体的でなく、責任を持った発言がないのではないか。製造メーカー勤務の経験からいうと、そういったデータを出すのは難しい。根本的な問題はごみを減らすことであって、データを出すようにというような議論をやっている状況ではないのではないか」というご意見をいただき、本日参考資料として経済産業省発行の「容器包装リサイクル法」、環境省発行の「日本の廃棄物処理の歴史と現状」という資料を紹介させていただく。

環境省発行の「日本の廃棄物処理の歴史と現状」という資料に、循環型社会にかかわる法制度の歴史や各種法律における市町村、事業者、排出者の責任などが記載されている。

資源物に係る容器包装リサイクル法では、市町村の役割は家庭から排出されるびん、缶、ペットボトル、プラスチックなどの容器包装廃棄物を分別収集し、リサイクルを行う事業者を引き渡すこと、また、容器包装廃棄物の分別収集に関する5カ年計画に基づき、地域における容器包装廃棄物の分別収集の徹底を

進めるほか、事業者・市民との連携により地域における容器包装廃棄物の発生抑制の促進を担う役割を担うこと、となっている。

この間、この法律に基づく容器包装廃棄物の発生抑制の促進に関して、市としては前回の協議会でも説明しているが、店頭回収の促進等を実施することで認定されるリサイクル推進協力店の市内大型商業店舗の新規追加などを、市民ボランティアを中心としたごみゼロ化推進員と連携して行っている。その成果については、参考資料で配付している28年度及び29年度の一般廃棄物処理計画をお読み取りいただきたい。

議題1についての説明は以上である。

○柿崎会長（環境部長） それでは、事務局より説明があったが、何かご質問等あれば、よろしく願います。

○佐野委員 たくさんあるが、よろしいか。

全体的に、各委員が聞きたいと思っていることの回答になっていないなと思う、厳しいがね。

今度、勉強会がなぜ急に5月23日に行われるのかもよくわからないが、少なくとも小金井市長の西岡真一郎氏は、この会議で、ごみ、資源物等の適正な処理について、それを話し合う会議にしますと文書で言っている。適正な処理がどう行われているかを、時、場所、量を明らかにしてもらいたいというのが僕らの基本的な考え方。環境省がまとめた廃棄物処理の歴史と現状だって、簡単にいえば大量生産、大量消費、大量廃棄の中で水俣病も起こったし、タイタイ病も起こったし、あるいは東京の大気汚染もあったし、それから各地のごみ処理場反対運動も起こったし、今60%ぐらいが容器包装リサイクル法に該当する——かさでいえばね。それがもう60%ぐらいだというふうに認めているわけでしょう。容器リサイクル法も大体12～13年前に改正して、何とか今容器リサイクル法を活用していい環境をつくれませんか、人間が生きていくに必要とする環境をつくれませんかというところで今苦闘しているわけではないか。

そして今ここで皆さんがつくろうとしているのは、ほぼ容器リサイクル法が対象としているものが中間処理場としてつくりたいもの。どうもそうですよね。だとしたら、この容器リサイクル法を私は1回目のときからこの市長の発言を言って、適正な処理について考えようよと言ったときに、当然容器リサイクル

法でもってどういうふうに法律的には規制されていて、それが今まではどうであったけれども、この法律ができてからこうなって今後はこういうふうになるでしょうという方向と数量と見込みを出していただきたいということをこの間繰り返しお願いしているわけではないか。でも、いまだにわからない。はっきりいって、容器リサイクル法の対象事業者が僕らにはいまだにわからない、市内の対象事業者。5人以上の事業者はそうだと書いてある。では、5人以上の事業者は市内に幾つあるのか。そこに、簡単に言うと市民は自分が買った、容器リサイクル法に該当する食べた後のものを持って行っていいのか、持って行ってはだめなのか。あるいは皆さん方が分別収集そして市民が洗浄してあつたら、それは何とか協会というのがある、リサイクル協会。そこに持って行っていいのか。つまり中間処理場を使わずに持っていくことは可能なのか。洗浄してあればいいのではないかという気がするのだけれども、そこもまだ検討していない。

量だって、さっき言ったように容器リサイクル法に該当する事業者数がはっきりしない以上、どれだけの容器リサイクルに該当する缶とかペットボトルとかびんとかプラスチックが出るかも予測できていないのではないか。だから、それをどう減量していくかということも見えてこないのではないか。それから、市がどういう施策をとればどれだけ減る、ふえるというのは、やはり国のものはちゃんと予測まで立てている、経済産業省だってあるいは環境省だって。せめて国やそこが出している資料に基づいてせつかく中間処理場をつくりたいと言うならば、容器リサイクル法に基づいて今のような数値を出したらいかがか。そうすれば具体的に判断ができてくると思う。

○小野ごみ対策課長 今、佐野委員からご指摘があった部分に関しては、非常に厳しいご指摘だとは捉えているが、前回の協議会のごときにご説明をさせていただいたとおり、現在、市として将来のごみの推計というのは定めている。それは、平成26年度中に策定した平成27年度から平成36年度までの10年間の一般廃棄物処理基本計画の中に定めさせていただいており、そこでは資源物に関しては、今回の容器包装リサイクル法にも絡み、例えばびんとか紙類等については資源物なので分別をしていただくということを前提に書かせていただいているので、量的に減らしていない。一方で、ペットボトルについては容

器包装ではあるが、これは資源物ではなくてごみという扱いになっているので、ごみは減らしていかなければいけないということでの予測を立てて計画のほうは策定をさせていただいているところである。

ただ、今佐野委員からご指摘があった容器包装リサイクル法に基づいて、市内にある事業者がどこまで責任を持ってやらなければならないのかということまで踏み込めていないので、こちらについては、基本計画の中にも書いているが、それぞれの役割というのが法の中には定められていて、市町村の役割はこの中にも、また、今日お配りをさせていただいている「日本の廃棄物処理の歴史と現状」の中にも容器包装リサイクル法の各主体の役割分担ということで、市町村の役割がまずこちらに書かれている。先ほど事務局からも説明させていただいたとおり、家庭から排出される容器包装廃棄物を分別収集し、リサイクルを行う事業者を引き渡すということで、これは先ほど佐野委員からお話があった容器包装リサイクル協会にペットボトルについては私ども引き渡しをしているところである。あと容器包装プラスチックについても、同じように容器包装リサイクル協会に引き渡しを行っている。当然のことながら、容器包装リサイクル協会に出す段階においては、容器包装の処理計画というのをまた別に定めなければならない形になっている。こちらも毎年容器包装リサイクル協会には提出をしているところで、その数量に基づき、我々は今、減量化施策、資源化施策を行っているという状況になっている。

また、地域における容器包装廃棄物の分別収集の徹底を進めるほか、事業者、市民との連携によって地域における容器包装廃棄物の発生抑制の促進を担う役割を担うということで書いているので、こちらについては先ほど事務局から説明させていただいたが、私どもとしてはリサイクル推進協力店制度というのがあり、そのリサイクル推進協力店を増やすことにより自主回収店舗を増やしていきたいということで、これはごみゼロ化推進委員、ボランティアの方が中心となるわけだが、皆様方それぞれの町会からも推薦いただいて何名かずつご参加いただいている組織だが、そのごみゼロ化推進委員との連携により昨年度リサイクル推進協力店を5店舗増やすことが可能となった。よって、市内にあるほぼ全ての大型商業店舗については自主回収をやっていただいているところである。

そちらにペットボトルや容器包装を持って行っていただければ、当然その店舗では、自主回収なので企業としての責任の中でリサイクルを行っていただいている。それをこれからもどんどん増やすことにより、各家庭から出るごみであるペットボトルや容器包装のプラスチックを減らしていきたいと考えている。

あとは、消費者の役割、事業者の役割についてはこちらに書いているので、後ほどお読み取りいただければと思うが、各主体が、それぞれ自分がやらなければならない役割を担うことによりリサイクルをするものはどんどんリサイクルをしていく、ごみの減量も進めていくということで今後も進めていきたいと思っている。

本題に戻るが、今回私ども清掃関連施設整備計画の中に出させていただいている数字については、第3回協議会のときにお示しをしていると思うが、平成26年度に定めた一般廃棄物処理基本計画の数値に基づいて施設の規模が必要となるということで、提案はさせていただいている。

○佐野委員 部長、ちょっと整理してほしいけれども、僕はリサイクル義務がある事業者は何店舗市内にあるのですかと聞いているのだが、それを答えていない。

それから、容器包装リサイクル法の2ページを見ると、2段目の事業者にはリサイクルの義務があるというところの一番下の図解したところに、消費者が一番下にいる。そして一番左の矢印では販売店に矢印がついている。ということは、僕が先ほど聞いたように、例えば私が今朝コンビニでおむすびを買った、おむすびがパッケージに入っていたと。それをうちのごみに出すこともあるだろうけれども、お店の回収ボックスに置きにいてもいいのですかということを知っているわけ。それも答えてない。だから、そういう具体的なところをね。

それからもう一つ聞いているのは、要するに洗浄までしてあればリサイクル協会に返していいと書いてあるではないか。自治体のほうは形状とか何とかを整えるのかな、そして最後は洗浄までしてあればリサイクル協会に届けばいいということになっているならば、もしきれいな形にして家庭から出した場合に、そういうものを市が集めてリサイクル協会に持っていくのはだめですかということを知っているわけ。

○小野ごみ対策課長 はい。そこは答えていないので、お答えさせていただく。

○佐野委員 その3つが主要な質問だけでも、その主要な3つが答えてないので、議長、ぜひ整理をお願いします。

○柿崎会長（環境部長） はい。

○小野ごみ対策課長 申しわけありません。もう一回改めて説明させていただくが、今容器包装リサイクル法の8ページ、9ページに「あなたのリサイクル義務の有無がわかるチャートです」というところがある。こちらは、各事業者がこれに基づいていればリサイクルの義務が発生するわけだが、今佐野委員が言われた部分については9-4のところだと思っている。従業員6人以上、総売り上げが7,000万円超というところが該当するのかなと思っていて、こちらに該当する具体的な事業所数というのは私ども把握していない。

○佐野委員 ないの。

○小野ごみ対策課長 していない。

○佐野委員 何で計算ができるの。こっちを見ると計算が出ているだろう、清掃事業のほうに。だって計算できないじゃない。

○小野ごみ対策課長 これは、現在のペットボトルの量に基づいて、今後目標値を定めて計算しているもの。

○佐野委員 だって、ちょっと待ってくださいよ。12年も前にできた法律があって、リサイクル事業者を決めなさいという法律があって、それがいまだにリサイクル事業者が市内に何軒あるか決まらないで、どうして缶、びん、ペットボトルの量の予測ができるのか。これまではしようがないとしても、現在はこうなっていて将来はこうしようという予測がどうしてできるのか。一番の発生源のところがわかっていないのでしょうか。発生するところが、どことどこかわからなくて、その発生するところがリサイクル事業団体であれば自分たちの義務でもって処理することになっているではないか。そこが、さっき言ったのは大型店だけ言っているわけ。そうじゃないよ、ここで書いてあるのは。6人以上の事業者とかね、一方は4人と書いてあったかな、それで何千万円以上のところはみんなリサイクルをするべき事業者だと書いてあるわけ。それが市内に何店舗あるかわからずにどうして缶、ペットボトル、プラスチック類の排出の予測ができるのですか。僕は不思議でたまらない。

○小野ごみ対策課長 私たちが排出量を計算させていただいているのは、あく

までも家庭から出る排出量なので、事業者が扱っているものではないと。

○佐野委員 ちょっと待ってください。議長、整理して。事業者をまだ確認していないのに、事業者のものは入っていませんといういい方はできないでしょう。ちょっと議長、整理してよ。

○柿崎会長（環境部長） 一番わかるのは、先ほど見ていただいた22ページのところになると思うが、そもそも容器包装リサイクル法のまず趣旨……

○佐野委員 でなくて、ここでもって聞いていることを答えてほしいわけ。事業者を決めなさいと。事業者はこういう人がリサイクルの事業者だよと、この一番冒頭に書いてあるじゃないか、2ページに。事業者にはリサイクルの義務があるよと。事業者とは何かというと、例えば商業、サービス業だったら従業員が5名以下の人はそうではない、対象外だと。だから、6名以上は対象だと書いてあるよ。

さらに言えば、次の8ページを見ると、Q1の5のところに学校法人や宗教法人まで書いてあるわけ、これ対象だと。そうしたら、さまざまな事業体が5人以上の職員を抱えていたら、ここでいうリサイクルをすべき事業者になるのではないか。そこは論議があるとしても、いずれにしても、大問題なのは、リサイクル事業者が市内にどれだけあって、その人たちが法律に基づいてリサイクルしているかどうかを確認せずにこの話を進めようとしているから、僕は初めからおかしいおかしいと言っているわけ。何で我々が市長にごみ、資源物の適正な処理について議題にしてくれと言ったかということ、そのことが疑問だったわけ。原点の原点がわからずに話は進まないじゃないか。

まず事業者を確定してくださいよ、市内に幾つあるか。その人たちはリサイクルを自分でしなさいとなっているのだから、しているかどうかをまず明らかにしてもらいたい。その上で中間処理場が必要だったら考えましょうよ。まず法律を守ってもらいたい。

○柿崎会長（環境部長） その数というところの前として、容器包装リサイクル法という法律で今我々は指定法人に収集して。

○佐野委員 いいからさ、ここで書いてあるのだから、まずね。

○柿崎会長（環境部長） そのこの話をしないと。

○佐野委員 リサイクル事業者を聞いているのだから、答えてよ。やっていな

いのだったら、やりますかということを知りたいから。いつまでにやりますかということから。

○**福島委員** 遵守しなくてもいいということ？

○**柿崎会長（環境部長）** 違う。容器リサイクル法の中で消費者の役割、市町村の役割とさっき話していたが、その中の事業者の役割という22ページのところを見てもらえばわかると思うが、その役割として何をやるかというのは、その事業所において用いた製造とか輸入とか容器包装がある。そのリサイクルを負う義務を当然負うとここに書いてある。書いてあるのですが、実際には、ではどういう義務の負い方をやるかということ、容器リサイクル法に基づく指定法人にリサイクルを委託してその費用を負担することになっている。だから、事業者はそういう役割を持っている。そうすると、今言った、今度……

○**佐野委員** 事業者というのは、リサイクルをするべき事業者はそういう義務があるわけね。

○**柿崎会長（環境部長）** そうです。

○**佐野委員** だから、その事業者が幾つありますかということを知っている。それを特定しましょうと言っている。法律でそう書いてあるのだから。

○**柿崎会長（環境部長）** 個々になってしまう。個々ではなくて、例えばコンビニは販売業者。だから、例えば小金井支店とか中町支店とかそういう支店ごとではなくて、コンビニの大もとの会社がある。そこが負っている。例えば自分のところで、ペットボトルを毎年何万本、何千万本売っています、それからあとレジ袋はちょっとあれだけど、例えば先ほど言ったおにぎりの中の容器包装に該当するビニールのパッケージがある。そのパッケージを……。

○**佐野委員** 議長、いい？

○**柿崎会長（環境部長）** それを全体でやっているわけだから。

○**佐野委員** いや、それはここに書いてあるじゃない。例えば5事業所があると。1事業所で6人以上でもってこの額以上を売っていたら、残りの4事業所も同じリサイクル対象のところになりますよと書いてあるでしょう。だから、例えばコンビニだって本部を持っているけれども、小金井市内のペットボトル店はみんなリサイクル対象の事業所なのですよ。そんなのはここに書いてあるじゃない。

この拡大生産者責任法は、今までと違うのは物理的、金銭的責任まで負わせているわけ。今までは廃棄責任だけ負わせた。ところが、それじゃもうやり切れないと。さっきも言ったように容器包装物が量でいうと6割を占めるようになっちゃったと。これは大変なことだということで10何年前にこれをつくった。そして、そういう容器包装に値するものを売っている事業者を特定した上で、その人たちには自分のところで自主回収させるという法律にした。だとしたら、市内に幾つのリサイクルをすべき事業所があるのかを、もう10年たったのだから、はっきりさせるのが最初ではないですか。法律なのだから。

悪いけど、これを読むと、要するに拡大生産者責任法と書いてあるけど、自身は国等に働きかけるしか書いてない。前からこれではどうしようもないと思っていて、最初から私たちは、ごみ、廃棄物の適正な処理についてを議題にしたとき、リサイクル事業者はどういうことをすべきか、市内に幾つあるか、それをはっきりして、それを守っているか守ってないか。守ってないようだったらどう守らせるか。それをやった上で、それでもなおかつどうしても出るペットボトルとか何とかあるなら、それはそれで考えましようと言っている。極めて前向きな協力的な市民だと思う。

○小野ごみ対策課長 正しい答えかどうか、自分の中でも責任がとれないが、リサイクル法の義務を果たさなければならない事業者に関しては、その義務を怠ると国が罰するという形になっている。国が罰則規定を適用することになっているが、私ども市町村がどこまでできるかというところで、私の記憶の中では、現時点では国とか東京都からこのリサイクル法に関しまして各事業者に働きかけとか、そういうのを行いなさいという通知が来た記憶がない。

○佐野委員 協力と書いてあるじゃない。

○小野ごみ対策課長 協力という形では書いてない、連携しているという。

○佐野委員 市民と行政と事業者が協力してと書いてあるのだから。

○小野ごみ対策課長 協力連携である。

○佐野委員 それは法律にも書いてあるのだから、だから協力するように、そう思われる事業者を調べて協力してくださいとやることはいいじゃないか。

○小野ごみ対策課長 それは全然いいと思う。

○佐野委員 やっているか。やってないでしょう。だって、わからないのだから。

ら。わかんないのにやれるはずがないじゃない。

○小野ごみ対策課長 具体的な数は把握していないという話は先ほどさせていただいたが、今ごみゼロ化の人たちと連携をして、自主回収ができる店舗というところはいろいろ調査している。

○佐野委員 正直言って、僕は10分の1も上っていないと思う。下手をすると50分の1か100分の1だよ、そんなのは、この法律に基づけば。では、学校法人はそこに入っているか、協力を求めるところに。宗教法人は入っているか。

○小野ごみ対策課長 入っていない。ただ、学校に関しては事業系廃棄物なので、事業主からの……。

○佐野委員 私立の学校法人のことを言っている。だから、入ってないでしょう。今の第三者でもって話し合うところ。

○小野ごみ対策課長 入っていない。

○佐野委員 だって、ここに図まで描いて、書いてあるじゃない。学校法人だって宗教法人だって対象だと。

○小野ごみ対策課長 ただ、学校法人に関して、私どもとしては、規模が大きなところについては大規模事業所調査というのをやっていて、その中では例えばリサイクルをしているかどうかというところは、毎年調査はさせていただいている。

○佐野委員 協力は？

○小野ごみ対策課長 協力もお願いしている。

○佐野委員 じゃ、それで話し合いしているよね。

○小野ごみ対策課長 話し合いはしている。

○佐野委員 じゃ、何店舗あるの。

○小野ごみ対策課長 大規模事業所調査とって……。

○佐野委員 何で「大規模」と言うの？

○小野ごみ対策課長 私たちの条例の中でそのように定めてある。

○佐野委員 何で条例でそんなことを決めちゃったの。

○小野ごみ対策課長 そこは……。

○佐野委員 法律はそうじゃないじゃないか、冗談言って。そんな条例つくっ

たらおかしいよ。

○柿崎会長（環境部長） 9ページのところで、これ最後まで行って、それで初めて特定となる。

9-1からずっと質問が続いている。最後のところまで行ったときに、該当するのであれば容器リサイクル法における義務が適用される。

○佐野委員 だから、今言ったことなんか、みんな俺は調べているよ、そんなの。

○柿崎会長（環境部長） 今言ったのは学校法人だけで見ただけではなくて、学校法人が何をやっているかということはずっと見て行って、最後のところまで行ったときになる。

○佐野委員 わかるよ、そんなのは。

○柿崎会長（環境部長） だから、そういうところについては当然国のほうでもそういうことでやっているのだから、そういうところについては特定事業者になっているから、容器リサイクル法に沿って、先ほども言ったようにリサイクルでそういうものをつくったり売ったりなんかしているのであれば、それに対してお金を払うなり何なりしてリサイクルの義務を負ってやっている。

○佐野委員 議長は議事進行を逸脱していると思うけれども、しかし、まあいいよ。部長だから、それは許可するとしてだよ、しかし、そう言うならば、この1から9まで、10までに当てはめて市内の事業所を全部調査しているのか。

○小野ごみ対策課長 していないです。

○佐野委員 でしょう。なのに、議長がそういうことを言うのはおかしいじゃない。

○浅賀委員 ごみゼロ化というのは僕も案内をよくもらうけど、もう今度はかわってもらっただけで、あのときには事業者のほうにお願いに行っているよね。だから、お願いに行っているから、絶対数というのはごみゼロ化の人たちというのとはつかまえているのではないか。

○小野ごみ対策課長 でも、この法に基づいて最終的に特定事業者になるかというところまでは当然……。

○浅賀委員 だけど、実際お店に行って協力を求めているわけだから、その部分の調査というのはしているはずだと思う。

○小野ごみ対策課長 市としてはしていないけれども、ごみゼロ化の人が把握……。

○浅賀委員 だから、逆に言ったら、ごみゼロ化のやっている人たちの行動を把握していないのではないの。

○小野ごみ対策課長 法に基づいて目的を持って調査してくださいというお願いはさせていただいていないので、実際……。

○浅賀委員 では、実際何でああいうところの店舗にお願いに行っているわけ。

○小野ごみ対策課長 自主回収のお願い。商品売っているんで、自主回収のお願いに行っている。

○一瀬委員 それは特定事業者になっている、なっていない関係なく、自主回収のお願いと行って行っているわけか。

○小野ごみ対策課長 はい。

○浅賀委員 それから視点変えて、よく思うのだけど、ブルーのごみ袋にみんな入れているよね。あれを市で分別する必要があるのかね。要はブルーのごみ袋に入れて出すやつ、例えばうちのところだと火曜日に燃やさないごみで出すわけ。それをまた袋から破って、それでペットボトルだとか缶だとか、金属は燃えないから困るだろうけど、ガラスとかね。だけど、ペットボトルなんか一々抜き出す必要ないだろう。あそこでやっているのは、またペットボトルを抜き出しているよな。それはまた洗浄しているわけ。

○小野ごみ対策課長 燃やさないごみは、容器包装であったとしても基本的には抜かずにあそこで細かくして別の。

○浅賀委員 細かくする、裁断するわけだ。

○小野ごみ対策課長 別の資源化施設に行く。

○浅賀委員 そんなことしなくても一緒に燃やしてしまってもいいじゃない。何もあそこでそんな、あそこでまた一々分けする必要はないのではないかと思う。何かその意味があるのか。仕事を増やしている。だって、あのごみ袋は我々が買う。それをまたあそこで。

○小野ごみ対策課長 収集するための経費を、その対価として袋を買っていただいていると。

○浅賀委員 わかっているよ。だけど、あれをさらにあその中間処理場で

一々分ける必要があるのかね。要は細かく裁断するとか、そういうふう言うけど。金属だとかガラスビンなんかだったら焼却炉のほうに持っていかれたら困るという話はあるだろうけど、それ以外だったら無視して。

○小野ごみ対策課長 今回私どもが提案させていただいているステップ2のところでは、燃やさないごみについてはもう破碎をするという工程をとらずに、直接民間の処理施設で資源化したいということで提案させていただいている。

○浅賀委員 今、物すごく手間暇かけてやっているよね。だから、あんな工程なんていうのを何で考えたのかなと思った。

○小野ごみ対策課長 あれは別の経過があって、細かくしなければならなかった。

○浅賀委員 ああ、そういうときがあったんだ。そうか。まあ、重箱の隅をつついてああだこうだって言うてもしょうがないから、そのぐらいでやめておくけど。

○小野ごみ対策課長 答えが出ないと先に進められないというお言葉を先ほどいただきましたけれども、将来的に今佐野委員がおっしゃられたようにリサイクルを義務としてしなければならない事業者というところをどんどん増やして…。

○福島委員 それはおかしいよ。

○小野ごみ対策課長 実際にもう既にやっていただいていると思う。

○福島委員 違う違う。だって、これ遵守させるのは最終的には国の責任だとおっしゃったでしょう。違うのか。小金井市が遵守させる義務を負っているわけ？

○小野ごみ対策課長 負ってないです。

○福島委員 負ってないけど、自治体は何もしなくていいわけか。要するに協力してということがあるから、やはりやらなくてはいけないわけでしょう。

○小野ごみ対策課長 こういう法がありますよというところは啓発していかなければいけない義務はある。

○福島委員 法がありますよと言ったら、法があったらば遵守させるように努力しなくてはいけないわけでしょう。

○小野ごみ対策課長 はい。

○**福島委員** だったら、今までやってなかったらば、今すぐは即答できないかもしれないのだけれども、やるかどうか検討して答えをもらわないといけないし、ペンディングして。だって、これは将来的なごみの排出量とか何かにもいろいろ影響するわけでしょう。それをやっていないで議論を進めるというのはちょっとおかしい話でね。だから、それは持ち帰って、ではどうするのかと。即答はなかなか難しいかもしれないのだけれども、大作業になるかもしれないのでわからないのだけど、それは中途半端にしないで回答はもらいたいよね。やるのかやらないのか、やる必要はないのか。ほかの自治体がやっていないからやる気ないのか、よくわからないけど。

○**事務局（富田）** 事務局から補足として、先ほどご案内した10年間の一般廃棄物処理基本計画を策定する段階で、特定事業者の把握をしないで量の予測をしている背景というものの一つに、当然のことではあるが、小金井市民の方が購入する先は市内の事業者に限らず、小金井市内の事業者以外のところから購入される、通販を活用して購入されるというところで発生してくる量も勘案されるというところもある。また、ごみ対策課で、この10年間の将来の特定事業者として該当してくる事業者数の予測については、ごみではなく専門外なので、将来的な予測に関し、そのあたりを加味してごみの量を算出することはできないため、従来的小金井市で回収して処理をしている量をもとに、あとは人口推計の推移などのところから判断される量を示しているものが基本計画の量になっている。その段階ではそういう理由である。

○**佐野委員** 実務者だからなかなか詳しいのだろうと思うが、清掃事業の概要というのは法律でつくれということになっている。だから、20年も30年も前からやっているわけ。そこまではいいよね、まず最初。

それで、今の答弁者に聞きたいけれども、この容器包装法ができてからその推計は変わったのですか、変わらないのですか、それだけ聞きます。

○**小野ごみ対策課長** そもそもペットボトルの回収を始めたのは容器包装リサイクル法ができた後。

○**佐野委員** でも、その前だってペットボトル等は出ているのだから。

○**小野ごみ対策課長** それは燃やさないごみの中に入っていた。

○**佐野委員** 出ていた、昔からもう。だから、変化するかしないかを考慮した

かしないかが、この法律ができてからどういうふうにしたのか。多分そのときの間違いが永遠続いているのだと思うよ、僕は。はっきり言えば。今の方がそのときその職務にあったかどうかわからないけれども、多分そのときこのつくり方を改正すべきだったと思う。

○小野ごみ対策課長 私も、法律とかが変わったときに毎年のように東京都からいろいろな説明を受ける。市として法に基づいて何をしなければならないかという説明会も毎年あるが、そちらに関してはできるだけ漏れがないように、私ども小金井市だけに限らず、どの市町村もそれは努力していると思っている。その中で、今回の容器包装リサイクル法ができたときにどういう指示が出たかどうかというのはきょうの段階では持ってきてはいないけれども、そのときの経過というところは、当然、東京都からの通知に基づいてやっていると思うので漏れはないと思う。

○柿崎会長（環境部長） そのときにいた人間として、そのときの経過でいくと、今佐野委員が言われたように、当初は燃やさないごみに当然入っていた。空き缶にしてもペットボトルにしても、下手すればびんも、はっきり言ってまだそのころはたしか分別収集し出していないので、やっていなかったころはみんな入っていて、その中から抜き取ったりなんかすることは当然ながらやっていたが、ペットボトルについてはそもそも容器包装リサイクル法ができて初めてリサイクルができた品物から、そういう部分では空き缶とびんについては当然ながら、抜き取った後に缶や何かはそのころからもうそういう技術があったからできたけれども、ペットボトルに関して言えばそういう技術もまだなかった時代なので、容器リサイクル法をつくって、それをリサイクルするというのも考えた上でリサイクル法というのをつくっているんで、その当時最初のころは確かに収集量自体は今に比較するとすごく少なかった。というのは、その当時は今以上に出回っていなかったというのもある。リサイクル法ができたメリットとすれば、リサイクルをすることができるようになったというところだと思うけど、一方でそれまでびんとか缶で売っていたものがどんどんペットボトルに移っていったということは当然ながらあった。そういう部分では毎年のように収集量がうなぎ登りに上っていったというところもあり、そういう点で考えれば、そういうところも踏まえて我々としては量の計算というのは

年々していたが、一定程度こちら辺で頭打ちにはなっていないが、だんだん商品としてびんからペットボトルに移るもの自体がそもそもなくなってきたという部分もあるので、ある程度あとは人口が増えることによつての、その点先ほど事務局からも出たが、量が増えるという計算をもとにしてある程度、量の計算はしているはず。

そういうふうな形で、東京都等からも当然ながら通知というのが来ていて、それに沿って対応していて今現状があるので、清掃事業の概要に載っている数字というのはあくまでも1年間収集・処理した結果を示している。

○佐野委員 この中で予測を立ててるじゃないか。予測を立てているときに、この法律ができたときに、これができたからどういうふうには減るかとか、減らせることができるかとか、これは当然聡明な皆さん方だから、やったのだろうと思う。そうするとどういふ変化が出ているか、教えていただきたい。

そしてそのときから、事業者をどう特定するかという話を進めるべきだった。はっきり言うけれども、要するに事業者からすれば利益が目標になるでしょう。そして2ウェーにするか1ウェーにするかというのは非常に大きなことなの。一番わかりやすいのは牛乳瓶。昔は牛乳瓶で牛乳を売って、空を回収していたわけ。この場合は業者からすると2ウェーなの。二度手間なのよ。しかし、紙パックにすれば一度手間ですむわけ。回収しなくていいでしょう。だから、容器包装というのは圧倒的にふえてくるわけ、このときに、2ウェーじゃなくて1ウェーですむよと。それだけ利益が上がるよということになっちゃうわけ。だから、あれだけふえた、はっきり言って。それに危機感を感じて法律をついたのですよ。だとしたら、その法律に基づいて市民のごみ問題をどう解決するかとあなた方が考えてくれたはずだと思っているわけ。そこを述べてほしい。

○小野ごみ対策課長 先ほど事務局からも発言があったが、小金井市民が出すごみというのは小金井市内から買ったものだけではなくて、いろいろなところから買って来たものを回収しているというところがある。なので、基本計画の中で定めている拡大生産者責任というところについても、国や東京都に働きかけを行っていくというのはあくまでも小金井市だけではなくて近隣の市26市ですね、全市が同じ方向性に向かって進んでいかなければ東京都も国も動かすことはできないというところがあるので、毎年のようにこの容器包装リサイクル

ル法に関するごみの扱いに関しては市長会を通じて東京都に働きかけはさせて
いただいている。

そのような状況なので、今後この容器包装リサイクル法に限らず、いろい
ろなりサイクルに関する法律があるが、その法律を市民、事業者、また行政が連
携をして、どのように減らしていくかというところを単独の市ではその推計と
いうのが難しいのではないかなと私個人的には思っている。佐野委員が言われ
ることはもっともなことだが、今後も引き続きこの法に基づいて何かをする
という部分に関しては、東京都にある26市が連携をしているいろいろなことの取
組みをしていかなければいけないのではないかということで、答えさせていた
だく。

○佐野委員 連携もいいけれども、小金井市独自でもやってもいいでしょう。

○小野ごみ対策課長 小金井市独自で何ができるかというところが。

○佐野委員 だって、調査すればいいじゃない。そんなの、法律に基づいて調
査するなんていうことはあなた方の基本の基本じゃない。

○浅賀委員 それから、我々の生活のスタイルで言ったら、もちろん市内で買
うことは多いけど、私は車を使うから、結果的には市内で買ったものを外に捨
てていることもある。所沢にあるお店に通りがけに捨てて、そこでもまた買う
けど、処分していることもある。だから、あんまりその議論を——その議論と
いうのは、要は市内で買ったものだけではないからとか、それはあんまり理屈
にならないと俺感じている、聞いていて。だから、出している人も所沢で出し
ている人だっているのだから、私と同じように車使っている人ってそういうこ
とある。だから、また市内のお店まで、買ったところに持っていきこうなんて気
はないから、分別やっているところに持っていっちゃうわけだよな。だから、
それは通販で買っているからとか余り関係ないと思う。

だから、そういうのはもう実数でいいと思う。データとして集める情報量と
してはもうごみの扱いで、ほとんど考えないでいいのではないの。俺はそう思
う。あんまり理屈こねていっちゃうと本当わからなくなっちゃうと思う。言い
わけがましくなっちゃうから。そういう意味で言ったわけではないだろうけど
ね。だけど、余り関係ないのではないかなと思う。

あと、こだわっているのは、大体行っている箇所が頭にぱっと、私みたいな

者でも、大体どこどこでリサイクルやっているという場所を知っているわけだ。だけど、それがわからないというのは、机に座り過ぎではないかと思う。だから、行ってみればわかると思う。俺が常識的に考えたら、こことこことここと。わかるじゃない。

○小野ごみ対策課長 そこは把握しています、コンビニも大体把握している。

○浅賀委員 わかるだろう。だから、それを羅列していけばいい。

○小野ごみ対策課長 佐野委員がおっしゃられている部分については、本当にあくまでも個人商店であつたりとか、あとは先ほど言われた学校法人、宗教法人等々。

○浅賀委員 だから、そういうところは個別に足を使ってやりゃいいと思う。それで、佐野さんが言っている話の内容というのは何とか実数は把握できるのではないか。

○一瀬委員 そこから先が大変なのでしょう。事業所の数を調べたら、今度は量を教えろという話になる。

○小野ごみ対策課長 特定事業者に当たるかどうかというところまでヒアリングをしなければいけない。

○浅賀委員 どのくらい出ていますかと聞けばいいと思う。だから、それぐらいのことをやったらいいじゃないの。

○小野ごみ対策課長 この調査は本当に大変な調査だと思うのですけれども。

○佐野委員 10年たっている。

○一瀬委員 最初からやるとなったら大変な話だ。

○佐野委員 大変だと言ってやらないで、計画立てなければいかぬじゃないか。

○朝倉委員 佐野さんが言っていることというのは、そんな難しいこと言っているわけじゃない。一番私なんかも気になるのは、最近、処理施設の機能が物すごくよくなって、さっきも最初に出ていたじゃない。焼却施設だとかあるいは処理施設かどうかわからないよね。だからという話にあなたたちの話は最近持ってきている。いやむしろ、例えば二枚橋にやってもあの周辺の方たちには迷惑かからないような施設になるという話で事を片づけようとしているというのが物すごく気になるわけ。

逆に言うと、佐野さんが言っているようなことをちゃんとやって、最終的に

中間的な処理もしなければならぬのはこのぐらいの数量という話になるのだったらわかるのだが、逆に言うとそのことは全部なかなか難しいとなっていて、迷惑かからない施設だから、こういうことだから大丈夫という説明で処理の施設をつくろうとしているというのが私はすごく気になるわけ。

きょう傍聴に来ているかな、ある人がこの間言っていたけど、狛江の施設なんかすごいぜと、隣に幼稚園があると。たしか幼稚園だったよね。隣に幼稚園があると。だからもう至って、音もしなければにおいもしない、全くいいものだと見てきたと言う。そうすると、私なんかからすると、ははあとと思った。そういう施設なのだなと思うよ。だから、二枚橋にやればいいやと思わないよ、思わないけれども、しかし、そういう説明で事を進めようというふうに思っているから、私も佐野さんと全く同じ意見なのだが、いずれにしても、市が全部処理を自分でかぶってしまっている。本来やるべき人たちがそのまま棚上げにされているということが問題だというふうに、そうでしょう、佐野さん。

○佐野委員 はい、そうです。

○朝倉委員 そういうことを言っているわけだから。

○一瀬委員 それを今ここで言ったって対応できないのではないか。

○朝倉委員 いやいや、ちょっと……。

○一瀬委員 本来やる人ってそんなにかい話したって、それは酷。

○朝倉委員 いや、市としてそういうことで取り組んでいくということがないとね。そういうのは全部難しいから棚上げにしておいて、あとは施設の能力で事を進めようとなると、それはもったいないよねと。市民の税金を本来やるべき人たちが負担しないで、市民に負担させてそういう処理をさせるということになるのではないのと。だから市としてやるべきことはちゃんとやろうよという話を佐野さんはさっきからずっとやっていると思う。だから、法律が云々と言っているのはそういうことで言っているだけの話で、市としてやるべきことというのはこういうこととこういうことで今やろうと思っているのだとか。だから、市長に対して我々会としてはさっきああいう質問を出しているわけなので。そこも考えてちょっと回答してくださいよ。でないと、何となく全部かぶる人は市民的に市が本来担うべき人を免罪にして、市が全部負担しているというやり方というのはよくないよと言っているわけだから、そこはちゃんとして

おいたほうがいいのか。

○小野ごみ対策課長 容器包装リサイクル法というリサイクル法に基づく特定事業者の把握という部分については、持ち帰って検討はさせていただく。ただ、現時点において私どもがごみ処理施設をつくっていかなければならないという部分に関しては、繰り返しになるが、あくまでも家庭等からのごみの排出状況をもとに検討しないといけないと考えている。ペットボトルもそうだが、その排出されているものをどうしていかなければならないかというところを考えなければいけない。当然、将来的には、佐野委員がおっしゃられるようにそれを特定事業者が全部担っていくような形にしていかなければいけないとは思いますが、現時点での数字で当然施設というのはつくっていかなくてはいけないと考えているので、そこは改めてお願いをさせていただく。

○佐野委員 了解ではないよ。議論を進めなければならないから黙っているけども、それ了解したととらないでくださいよ。

○柿崎会長（環境部長） 議題1のところについてはよろしいか。とりあえず持ち帰りするところもあるので、そこについては持ち帰って後日どこかで回答という形にさせていただく。

議題2 施設整備計画について

- ・処理施設の組み合わせ及び処理工程の検討（ステップ1・2）
- ・2つの候補地への配置案について（ステップ3）

○柿崎会長（環境部長） それでは、次に協議事項の議題2に入らせていただく。説明をお願いします。

○事務局（山下） それでは、協議事項の議題2を説明させていただく。資料番号協5-5、協5-6をご確認いただきたい。施設整備計画について、処理施設の組み合わせ及び処理工程の検討（ステップ1・2）、2つの候補地への配置案について（ステップ3）を一括で説明する。

前回までの協議会においてステップ1、ステップ2、ステップ3を説明させていただいた。まず、資料番号協5-5をご確認いただきたい。この間近隣自治体の処理施設をご案内しているが、その点も踏まえて改めてステップ1、ス

テップ2について協議いただければと思う。

清掃関連施設としては、不燃・粗大ごみ処理施設等の8つの施設を整備する計画となっている。清掃関連施設整備基本計画の策定に向けて処理施設の組み合わせ及び処理工程を決定するに当たり、基本的に次のとおりの方針を進めてことを考えている。

まず、資源物についてで、対象はびん、ペットボトル、空き缶、古紙・布としている。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第1項において、市は一般廃棄物の処理について統括的な責任を有するものと規定していることから、市内で発生する一般廃棄物はできる限り市内で処理するものと認識している。

また5-3ページのとおり、市内に一般廃棄物の民間処理許可業者が存在しないため、市が処理施設を設置して処理する必要があると考えている。

続いて、プラスチックごみについては、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（第6条第3項）において、市は容器包装廃棄物の分別基準適合物の再商品化等を促進するよう必要な措置を講ずることを求められていることから、市内で発生する容器包装廃棄物はできる限り市内で処理するものと認識している。プラスチックごみの一部として分別収集されるプラスチック製容器包装は、ペットボトルと同様に再商品化するため、資源物と同じく市で処理施設を設置して処理する必要があると考えている。

最後に、不燃・粗大系ごみについてである。

市内処理と市外民間委託とは、市内・市外いずれにおいても環境的側面及び社会・事業的側面で両者に大きな相違が見られないが、燃やさないごみ・粗大ごみを市内処理する施設は、破碎設備や選別設備など比較的建設コストが大きくなる等の課題を有すると考えている。そこで、市としては現在市内の中間処理場で処理しているが、市内には積みかえ保管施設を設置して市外の民間処理施設に中間処理を委託することが現時点ではより効率性が高いと考えている。

なお、5-4ページ以降については第2回協議会で説明したものとなっている。

続いて、資料番号協5-6をご確認いただきたい。こちらは、第3回協議会において説明したものとなっている。

2つの候補地への配置案については、配置案その1をページ左側に記載して

いる。貫井北町に「B. 機械処理及び手選別を行うごみ」の施設、二枚橋焼却場跡地に「不燃・粗大ごみ」の施設、「C. その他」の施設を設置するとしている。また「D. 両候補地に配置」の施設は両候補地に配置する。それぞれの品目についてはイメージ図をご確認いただきたい。

続いて、配置案その2をページ右側に記載している。内容としては、配置案その1を両候補地に入れかえた案となっている。

次のページに、具体的な施設の配置と車両動線の参考案をお示ししているので、ご確認いただきたい。

さらに次のページで、2つの配置案の特徴について、建て替え期間中のごみ処理、施設規模、出入りする車両台数、都市計画決定の要否の観点で市としての評価を記載しているので、お読み取りいただきたい。市としては、各項目を比較した場合、配置案その1に優位性が認められると考えているが、協議会委員の皆様のご意見をいただければと思う。

説明は以上である。

○小野ごみ対策課長 私から続けて説明させていただくが、ここでまた改めて、清掃関連施設整備基本計画の策定スケジュールについて、もう一度発言をさせていただきます。

小金井市としては、中間処理場の老朽化が一番喫緊の課題であり、そちらを考慮して、平成29年度、今年度末までの計画策定に向けてこの間協議をさせていただいている。

計画策定のためには全市民のご意見をいただきたいと思っており、パブリックコメントを実施することも必要だと考えている。私どもとしては、できるだけ多くの意見をいただくことを想定して、10月をめどにパブリックコメントを行いたいと考えている。スケジュールを逆算すると、5月末ぐらいまでには、私ども今回ステップ3で提案をさせていただいた配置案その1、貫井北町のほうに機械処理及び手選別を行うごみ、具体的に言うとプラスチック、びん、ペットボトル、空き缶などを配置させていただいて、皆様方からはまだ受け入れていただけていないが、私どもが候補地として考えている二枚橋焼却場跡地には不燃・粗大ごみ、これも今ステップ2の説明を担当からさせていただいたが、あくまでも積みかえ施設、今中間処理場にあるような破碎処理を持たない積み

かえ施設と、土地の状況に余裕がある候補地に配置をしていきたいと考えている古紙と布のストックヤード、あと現在、中町で行っているリサイクル事業所と同じようなリユース品の展示販売所を二枚橋焼却場跡地に設置するという配置案その1ということで、できる限り5月末までに皆様方の方向性としてのご了解をいただければと思っているので、よろしく願います。

○柿崎会長（環境部長） それでは、事務局より説明があったが、何かご質問等があれば願います。

○矢野委員 6-3のところに、「2つの配置案の特徴について」とあり、そこに出入りする車両台数とある。二枚橋は、実は調布市の分がプラスになる。なので、やはり参考資料としてここに括弧で調布市側はこのくらいを見込んでいるというのを、両方足した数字というのが我々に対する負担というか数字になると思うので、そこはぜひ書いていただきたいと思う。

○小野ごみ対策課長 調布の車両台数については、今日すぐにはお示しできないので、少しお時間いただきたい。

○矢野委員 私のほうもあちらの説明会を聞いているから、そのときもらった資料に書いてあるけれども、当然ご存じだと思うので、書いておいていただいたほうがいいかなと思う。

○福島委員 その前に、パブコメやるって、そこまでにある程度、候補地1の方向性で結論を出してほしいと、こういう意味なのか。

○小野ごみ対策課長 パブコメをするためには、私どもとしては基本計画というものを今検討会議でも意見交換を行わせていただいているが、その基本計画の素案を8月ぐらいまでにつくっていかないと10月ぐらいのパブコメに間に合わないと思っていて、そちらには当然のことながら2つの候補地にどういう施設を置くということが盛り込んでないとパブリックコメントにならないと思っているので、逆算をさせていただきましたが、できるだけ今月でお願いしたい。

○福島委員 この会はどういう意味でやっているのでしょうか。

○小野ごみ対策課長 当然のことながら、今までの協議の中で本当はここまでの間に皆様方のご理解をいただかなければならないところで、私たちの進め方についてもいろいろ反省をしていかなければならないところが多々ある。進め

方が至らなかった点については当然反省している。

○**福島委員** そういうやり方をずっとやっているからね。冒頭に言ったけれども、嫌悪感があるし、一から徐々にステップ踏んでいかないとこうなっちゃうんだよね、本当にもう。

○**小野ごみ対策課長** ステップというのが先ほど佐野委員からおっしゃられた数制的な部分というのが一番大きなところかなと思っているし、またこの間の協議会の中でもいろいろご意見をいただいていると認識している。

○**福島委員** それもそうだし、決めるのはどこが決めるかというのが問題だよ。要するに行政が決めたものを追認する会、これでは非常に困るわけ。どこで我々の意見が反映されてくる、どこも反映されない。ここに来て、では秋までにこの方向で決めてくださいよと言われて、「ええっ」と思っちゃうわけ。

○**小野ごみ対策課長** 前回の協議会のときにお話しさせていただいたが、私たち一番大切に皆様方の意見を聞かなければいけないというところは当然認識している。なので、これからも引き続き皆様方のご理解を得られるように努力したい。

○**福島委員** 言葉だけだね。

○**朝倉委員** 私たち会のほうから出ている人間から言えば、前から二枚橋に何らかの施設をつくることに反対だという立場ははっきりしている。しかし、今のあなたのあれからいうと、我々がここにいること自体が、これからそういう立場でいろいろな意見を述べさせてもらおうと思っているけど、先ほどのあなたのスケジュールからいうと、いつまでにと言ったの、5月？

○**小野ごみ対策課長** ステップ3という部分に関しまして方向性、配置のステップ。

○**朝倉委員** ということは、二枚橋にいずれにしても施設をつくるよと、つくりたいということ認めてちょうだいというのでしょうか。しかし、そうではないよという意見が出た場合はどうするの。今、我々はそういう立場でここへ参加しているものだから。

前から市長に対しても、皆さんたちにもわかるようにいろいろなアンケートまでやって地域の人たちのいろいろな意見を集約して、それに基づいて今後の跡地利用は公園関係の施設としてあるいは利用者が使えるようにしていくとい

う方向が最も望ましいのだという意見を我々を出しているわけですよ。それはもう知っているらっしゃるわけだ。しかし同時に、我々の会にもこの協議会に参加しないかという声があったので、ああそういう意見としていろいろとこれから話し合っていく条件があるのだなと思ったので、私も参加することにした。

今のあれでいえば、もう次はこう決めたいとなったが、そういうことは承知で言っているのでしょう。

○小野ごみ対策課長 当然、私どもがやらなければならないことは、まずはこの協議会の皆様方にご理解を得るためのさまざまな努力をしていかなければいけないというところはある。今後も皆様方からいただいた意見等についてはきちんと持ち帰りをさせていただき、検討していきたい。反対という部分については、私たちはそのまま受け入れることはなかなか困難と理解いただきたい。

○矢野委員 福島委員が最初るときからおっしゃっているのは、なぜこの2つになったのかと。そこがありきからスタートしているのではないかと。どれだけほかも検討した結果、ここしかないという話、これが納得できて初めて動きますよということを福島さんは再三言っておられるわけです。それに対する回答というのはまだいただいてないのですよね。だから、それが今おっしゃっていることだと思う。

○福島委員 例えば蛇の目跡地に何でつくれないか、これ一つについても全然結論が出ていない。正確な回答はもらっていない。それで2つありきで進んでいるから、こういうふうになる。何でだめなのか、あそこは。

○佐野委員 僕は、この2か所にするコンセプトは何ですかとあれほど大きい声で尋ねている。

○福島委員 仕様が決まっているからというのでしょうか。

○小野ごみ対策課長 第4回の協議会で、ある程度の私たちとしての考え方についてお示しをさせていただいたと認識している。

○福島委員 もう一回言ってよ。何でだめなの、あそこは。何でだめなのか。

○小野ごみ対策課長 あそこは庁舎建設予定地ということで購入した土地である。今回いろいろなりサイクルに関する法律があつて、中間処理場で今まで全てのものを処理していたものを法に基づいて市としてもやっつけていかなければいけないということで、中町に暫定的に置かせて……。

○福島委員 ちょっと待って。ここに予定して買ったから、あそこはごみ関連施設とか建てちゃいけないという論法？

○小野ごみ対策課長 ではない。

○福島委員 じゃないの。

○小野ごみ対策課長 庁舎建設予定地に買ったところになぜ今中町の施設があるかという、いろいろな法律ができてきて、中間処理場でやってきた一つの場所でやってきたものができなくなったので暫定的に置かせていただいているというところがある。あくまでもそれは暫定的ということ。

○福島委員 それはいいけど。それはわかるけどさ。

○小野ごみ対策課長 そこを根拠に考えると、暫定的であるからいずれは出るということで地域の方たちにもお話しをしてきているので。

○福島委員 だから、何？

○小野ごみ対策課長 それがまず一つある。

あとは、庁舎建設計画が平成23年のときにできていて、その中にはごみの施設というのが入っていない、残るといことが入っていないということがあ。あとは、今現時点において。

○福島委員 二枚橋だって中間処理にしようなんていうのは途中から急に出た話だから、初めからそういう話はないわけよ。

○小野ごみ対策課長 ない。

○福島委員 どこだってそうだよ、そんなこと言ったら。だって、ごみ焼却施設ができるころだって、20年か30年かでやめますよと話、おばあちゃんがやっていたのだから。

○小野ごみ対策課長 今の市長が議会の中でも発言をさせていただいているが、中町にごみ処理施設は残さないという発言をしている。

○福島委員 何で、何で？

○小野ごみ対策課長 地域の皆様方というか、2つの候補地にごみ処理施設を置くということで、その地域だけにご負担をおかけするということではなく、今後も市全体としてそういうところでごみ処理をしている、負担をおかけしているところを、私たち行政の責務としては市民全体にそういうことを知らせていき、ごみの減量資源化を図っていくというところをもっともっと進め

ていかなければいけないというところがあるので、それに関する説明ができるような施設とかスペースを、新しくできる庁舎の中には盛り込んでほしいという話は今までもさせていただいている。

○福島委員 やればいいじゃない、そうしたらそれを。

○小野ごみ対策課長 今後もさせていただく考え。

○福島委員 だから、現実的につくればいいじゃない。

○蜂谷委員 そのためにこそ、佐野さんがさっき言っていたような基本的なデータが必要なわけでしょう。それをやらずに結論だけ持ってきてここで決めようというのは、それはかみ合わない。ですから、何回かここで会議やっているけど、一つ一つの会議が全然かみ合っていない。かみ合わないままこういう結論が出ましたといって市民にパブコメを求めるのか。それはおかしい。

○小野ごみ対策課長 全市民にパブコメをする前に、私たちとしては今後も引き続き皆様方のご理解を得るように。

○蜂谷委員 努力をしますと。努力だけ。

○福島委員 言葉だけ。

○小野ごみ対策課長 ただ、根本的なところで私たちの考え方という部分と皆様方の考え方が全然違うという部分でのスタートということで。

○蜂谷委員 だから、違うからこそ話し合わなきゃいけないのでしょうか。

○小野ごみ対策課長 そこをだからできるだけ近づけていきたいというところが私たちの気持ちの中にあるので。

○蜂谷委員 それはわかる。だから近づけていかなければいけないのだけど。

○小野ごみ対策課長 皆様方に関しても、私どものお願いといたしては。

○福島委員 いや、だから言っているじゃない。みんな必要だとみんな思っているわけ。では、何で二枚橋と2か所だけなのかと、何で庁舎でできないかと再三言っているわけじゃないか。納得できる明確な答えをもらっていない。納得できる答えがないと皆さん町会に持って帰れない。説得できない。

○小野ごみ対策課長 この間いろいろ説明させていただいたが、逆に。

○福島委員 何でだめなの。

○小野ごみ対策課長 逆に質問させていただきたいのだが、皆様方が納得される説明というのはどういう。

○**福島委員** なければしょうがない。何で庁舎だめなの、蛇の目のところは。全部持っていけと言っているわけではない。だから、冒頭に矢野さんがおっしゃったように、武蔵野なんかは庁舎の近くに持ってきているわけじゃないか、あんなでかい焼却場なんかも。三鷹も近くにあるわけじゃない。狛江だってそうじゃない、歩いてすぐのところじゃない。何で小金井だけほかのところ押し出せ押し出せと、そうなるわけよ。明確にだめだという理由が、スペースだってやろうと思ったらあるわけじゃない。

○**小野ごみ対策課長** 繰り返し質問になってしまうが、皆様方のご理解をいただくためには庁舎に何らかのものを残せばご理解いただけるという意見ということなのか。

○**福島委員** 私はそう思っているけどね。要するにそのように分散すればある程度はしょうがないなとは思っているけれども、それは皆さんは知りません。私は公平な負担だと思っているし。

○**吉田委員** 私は今日で3回目なので勉強中なのですが、この協議会への市長からの委員の参加要請状には、行政としての素案を皆様にお示しするのでご協力をいただきたいという文面になっているのですよね。ということは、今ずっと出てきている話、まず行政ありきと、で追認しろと、こういう趣旨だなと。私はそういう思いで参加しているのですね。

私は、個人的に自治会の選任委員ということで自治会を背負っているから、どこかで、それでは決をとりましょうかと、こういう話にやがてここでもなるかもしれないけど、個人的には機会均等であるべきだろうと思う。だから、例えば2か所、当初から疑問、なぜ2か所だと。ということは、行政としての素案を示すからと。この市長の要請状に書いてある、そこが原点のような気がして、なぜ2か所だと。

例えば変な話だけど、可能性はあるかどうか知りませんが、この委員を拝命してから、中央線の小金井市内の下、随分空き地があるよね。ああいうところへなぜ中間処理場ができないのかと。それこそ前後住宅地ではないところがいっぱいあるよね。どこからも苦情が出ないのではないかとということだとか、それから幸いにしてか不幸か知りませんが、小金井は大きな農地をお持ちの地主さんもいるよね。私、この委員を拝命してから、ああここに中間処理場を

つくったらいろいろな意味で多数決とったらハッピーな答えになるなどと思うことがいっぱいあるの。

例えばの話、結果論ですけれども、自動車試験場の横に前教習所があったよね。あそこは今病院になっているけど、あそこをなぜ小金井市で買収できなかったのかと。結果として失敗したという話を聞いています。もっとさかのぼれば、中央大学の附属高校の用地も同じ話で来ている。

ということは、積極的に、それでは中間処理場としてどうしたらいいかと、候補地をもっと広げるような努力を行政としてされたのか。私は、ごみ対策課それから環境部が大変なお役目を担って、こういうことを言うのは申しわけないが、ご苦労さんと思う。思うけれども、上からの一方通行を上意下達の日本の典型的なパターンではないか。私は50年も小金井に住んでいますけど、そろそろ小金井市もこの辺を打ち破ったらどうかと思う。発想の転換をしていただきたいと。ここで検討する内容ではないけど、皆さんの言われている総意、それから私の個人的な意見もそこ。

同じことを繰り返すので、これ以上言いませんけれども、そのところが何か知りませんが、3回も出ているけれども、一つもかみ合っていないなど。時間の無駄ということではないけれども、こういう無駄も、建設的な結果を生み出すには必要なことかもわからないけど、何かもうちょっと手がないかと。

一つとしては、今ご意見ありましたように例えば蛇の目も含めて、それからもっとすれば可能かどうか知りませんが中央線の下も含めて、あるいは広大な農地も市としてはこういう目的に用地を取得したいからということで地主さんと交渉に当たってみるとか、可能性をもっと広げるような努力をしてみてもどうかと、私はそう思う。8月が10月がと、この予定はあるでしょう。それはわかる。だけど、そのところ行かないといつまでたってもこれ何か、と思う。

○小野ごみ対策課長 ご理解をいただくためのヒントはいろいろいただいたと思うけれども、そのいただいたヒントが全部私ども努力してお示しできればご理解をいただけるのか。

○福島委員 内容によるよ、だって。その言葉だけで言たって。一番初めから同じことを言っている、もう。

○小野ごみ対策課長 この間、できる限りの説明をさせていただいたと思う。

○蜂谷委員 いや、それおかしいでしょう。毎回いろいろな課題が積み残しになって、ではそれは次回までに考えましょうという形で残っていた。そういう解決していない問題がたくさんあるじゃないか。それを解決しないまま結論が先にあるというのは、それはおかしいよね。

○小野ごみ対策課長 毎回の協議の最後のときに課題として残された確認というのをさせていただいていないのですが、私ども議事録で皆様方からいただいた宿題に関しては出してきたつもりではいる。

○福島委員 だから、みんなそれを納得しているのかどうかということ。

○小野ごみ対策課長 そこはありますね。

○福島委員 全く納得してない。納得できるようにとことんやってもらわないと。そのためにこの会を開いているわけでしょう。先ほども言った対象地をいろいろ拾って、ここはだめだめと、みんな納得していない。それも途中打ち切られちゃったし。行政の意見だけ言って、何となく次の議題に行くという話で。それがもうそもそも一番のこの会のあれだと思うけどさ。

そこでそういうふうに、秋までにパブコメのために結論出せと言われても、何のためにやっているかと。

○柿崎会長（環境部長） いろいろとご意見いただいているところではあるが、先ほども課長がお話ししたとおりの感じで我々としては考えて、最初からステップ3まで進んだときに今の配置案1・2というのは事務局からも説明をさせていただいていたなというところはある、改めてきょうその話をさせていただいたが、最終的には……。

○佐野委員 おたくは議長だよ。

○柿崎会長（環境部長） はい。

○佐野委員 そこは自覚して。

○柿崎会長（環境部長） 自覚しました。

確かに時間は時間なのですが。

○浅賀委員 事務的な意見だけど、一番近い将来、震度7ぐらいの地震が来るという話があるよね。結果的に、二枚橋のストックヤードなんか見てもらっても、こんな隅っこのところで大丈夫なのかというのは、こういう中でこうやって全体像を見てやはり哲学がないというかフィロソフィーがないというか、何

かがあったほうがいいのではないかと思う。

それから、これも考えてみると、公園のところに仮につくったときに、車の事故だとか、あそこ狭いからな、どうかなんて思ったりする。だから、全体的なバランスを見たら、私は個人的にこういう意見があるというのはあるけど、それはちょっとみんなの関係があるから。ここの場所はストックヤードというか、将来的な部分で生かしていったほうがいいのではないかとは思いますが、だから、全体的な面で見ればストックヤードで使うような場所があるのであれば、そこで使ってみたらどうかなんて思う。そうすれば、悪いけど貫井北町のここの部分、ちょっとやり方を変えて、機械がもう古くなったとか言うのだけど、その辺の敷地のやり方を考えれば何とかうまくいくのではないかなと思って見ていたのだけど、北町の人それが許すかどうかわからないけど、話の進め方がどうなっているのかわからないけど、緩衝地帯というか、なっている部分がいろいろあるのでしょうけど、その辺もうちょっと何か工夫があってもいいのかなんて思うけど。

それからあと、余り関係ない話をさせてもらおうと、庁舎というのは、我々が利用するのは大体ほとんどは1階のところだよ。1階のところの窓口だけ。そのほかのところなんていうのは、ほとんどごみ対策課とかそういうところには行くけど、それはどこか違う場所でも構わないわけ、はっきり言って。だから、1か所の建物の中に市の職員が全部いなければいけないなんてことはあり得ない。民間だって、我々勤めている会社もでかかったけど、それはもう都内で分散していたよね。だから、1か所に集めてしまうと賃料が大変なので、丸の内なんか集められないからね。だから、分散しているわけよ。そういうことなんかも、例えばさっき言っていた中央線の沿線のガード下のところで十分、これはわからないけど土木の人なんかはそんなところで仕事ができるはずなので。だから、何も高ければいいというわけではなくて、そんなでかいものを建てなくたっていいのではないかと思うけど。あとは駐車場を広くとってあげたら市民の役には立つなと思うけど。その辺は市長には直接我々会って言えないけど、まあそんなことも考えたら、でかい庁舎は必要ないのだったら、その脇だって、誰か言ったとおりそのまま置ける部分もあるだろうしね。それだけ。細かく言っちゃうと、配置はこういうふうな配置がいいのではないかとい

うのはあるけど、それは言わないでおく。

○柿崎会長（環境部長） すみません、もう会場の使用時間が迫っているのです…。

○佐野委員 僕は市内に中間処理場がなくいいとは思っていないよ。それは、うちの会の方針はあるけれども、僕は別に代理で来ているわけではないから、代表で来ているから、皆さんとの話し合いの中でそれは2か所つくらざるを得ないということで、論理的な整合性があれば二枚橋ということも全く拒否するものではない。ただし、さっきも言っているように、我々はごみ、資源物の適正な処理についてなされているかどうかがまず第一。課長は非常に勇気があることを言って、今、中間処理場を必要としているのは家庭から出るごみだから、事業者のごみは関係なく必要なのだということを言おうとしたけれども、僕はそれは納得しませんよと言っておいた。なぜかといえば、例えば宗教施設一つにしたって今までは家庭ごみとして出していたかもしれぬ。そこは実際は、いわゆる特定リサイクル施設だったとすれば家庭ごみを出してはいけないことになるわけだよ。そうでしょう。そうだとすれば、今出ている家庭ごみが適正な量かどうかというのをもう一回考えなさいよと私は何回も言っているわけだよ。だから、それをちゃんとやった上だったならば十分皆さん考えていけると思うわけよ。

もう一つは、2か所ありきという論理をちゃんとしなかったら、それはだめよと。その論理がしっかりしないでもって2か所と言っても、それは恐らく論理的に物を考える人はみんな納得しないと思う、それは、なぜですかということになって。だから、この2つをあなた方のほうで次回までに整理して、整理できないところは修正をして、もう一回対案を出すぐらいの大胆な考え方にならなかったら、ここは動かないと思う。それは市民にとって決して好ましいことではないから、僕はその2点指摘しておきますよ。

○小野ごみ対策課長 はい。

○柿崎会長（環境部長） 今、佐野委員から貴重なご意見をいただいて、それについては部局は「はい」ということで受けとめたようなので、その点を踏まえて。

○佐野委員 それは議長が言うのではない、こっちが言う。

- 柿崎会長（環境部長） そうなのか。
- 小野ごみ対策課長 受けとめた。
- 柿崎会長（環境部長） ということなので、会長と環境部長という立場2つがあるので、なかなか話しづらくて非常に申しわけないなとは思いますが、そういった点で今、回答があったので、そういうところも踏まえて次回そういう形でやって。
- 朝倉委員 結論出してもらっていいけど、さっき言っていたスケジュール自体はここで確認しちゃうわけ？ああいう発言があったから、5月の末でと。
- 小野ごみ対策課長 5月末というところはよけておいていただいて。
- 朝倉委員 8月と10月と言ったでしょう。
- 小野ごみ対策課長 パブリックコメントは10月にやっていきたいなというところはある。
- 朝倉委員 だから、そこはもうスケジュールとしては最終的には押さえるという意味か。
- 小野ごみ対策課長 パブリックコメントの期間はどうしても1か月設けたい。それを短縮すればもうちょっと何とかなるのかもしれないが、できるだけ多くの市民の方の意見を聞きたいと思っているので、パブリックコメントの期間を1か月設けたい。
- 佐野委員 ただ、私ばかり意見を言って申しわけないけど、嫌悪施設を建てる云々のときに、僕は市民一般に聞くということの意味合いは、害はあるけれど益は少ないと見ているわけ。わかるでしょう。僕ら何十年もやってきて思うのは、嫌悪施設周辺の人たちに聞くのだったらいいよ。全員に聞いたら、自分のところに建たない人についてはみんないいよと言っちゃうに決まっているじゃない。だから、パブリックコメントなんてきれいなこと言うけれども、聞くだったら関係者の東町1丁目と東町5丁目だけ聞いてくださいよ、パブリックコメント。それだったら僕はいいと思っている。
- 小野ごみ対策課長 東町1丁目、東町5丁目に関しましては、私は別に説明会と意見を聞く場を設けたいなど。
- 佐野委員 いやいや、だからパブリックコメントをやるならばと言っているわけよ。そのほかのところ聞いたって意味ないの、この場合は。それは僕ら

も嫌というほど30年間勉強してきたのだから。この場合は民主主義が成り立たないの。

○福島委員 ちょっと待って、説明会開くと言いたいなの？

○小野ごみ対策課長 開きたい。

○福島委員 前は開かないっておっしゃっていたよね。

○小野ごみ対策課長 説明会を開くという話はしているが。

○福島委員 前は「開かない」と言っていましたよね。前は「開かない」と言っていましたよ。だから、もう説明は皆さんがやらなくてはいけないとおっしゃっていましたよ。

○小野ごみ対策課長 いや、今現在協議会の中でお話をさせていただいているさまざまなやりとりについては皆様方に地域に入らせていただいて説明していただきたいが、基本計画の素案ができ上がった段階においては説明会は開こうと思っている。

○佐野委員 まあいいけど、パブコメをやるのだったら、この場合は考えて。僕は余り意味ないと思う、はっきり言って。

○朝倉委員 全市的にやったってな。

○佐野委員 意味ないよ、そんなの。

○朝倉委員 関係ないからな。いずれにしても、先ほどの5月末とかというのは消えたんだから、それはいいですよ。でないと、あとスケジュールでやられてしまったら困っちゃうからさ。

さっきからいろいろな方たちがいろいろな意見を言われたのだけど、私なんかはああそうだよねと、吉田さんが言われているようなことについては全くそうだと思っているので、だからさっきここでは反対だよと言ったのは、同時にいろいろなところをもっと手だてしたほうがいいと思っているから言っているので、ということ。あとはやってくださいよ。

○柿崎会長（環境部長） すみません、もう時間が迫っているので。

3. その他

○柿崎会長（環境部長） 次は、その他はちょっともう無理だから、次回。

○小野ごみ対策課長 次回、6月の中旬以降を考えている。また日程はこちらで案をお示しさせていただくので、よろしく願います。

それともう1点が、先ほどお話しをさせていただいた検討会議向けの主要機器設備形式や公害防止計画の勉強会というのを開くが、そこまでこの協議会の中で至っていないということは十分承知はしているのだが、皆様方にも、もし興味があるというか聞いていただければなと思っているので、もし参加を希望される方は、23日火曜日に開催するので、16日までに事務局までお知らせをいただければと思っている。

○福島委員 何の勉強会やると。

○小野ごみ対策課長 機械の勉強、あとは公害防止計画というところの勉強会。

○福島委員 それは業者が来て説明するという、それとも機械を持ってきてこんなんだとかビデオとか何かやるってということ？

○小野ごみ対策課長 ではなくて、今回コンサルが説明をしてくれる形になる。

○佐野委員 課長ね、もう少し合理的に物事を考えてほしいけれども、そのときの説明会に例えば今挙がっている2か所の土地で計画している機器の説明とか公害の説明をまさかやるのではないのか。

○小野ごみ対策課長 いろいろな機械の説明。

○佐野委員 ただし、今の場所で、あなた方が使おうとしている機械の説明をやるわけではないのでしょうか。公害の説明もやるわけではないのでしょうか。

○小野ごみ対策課長 場所を限定してということか。

○佐野委員 だって、ここで決まってないのに。

○小野ごみ対策課長 場所を特定してということではなくて、一般的な勉強会。

○佐野委員 一般的な不特定多数の場所でやる勉強会だったら結構。

○朝倉委員 二枚橋ではこういうふうにするという話。

○小野ごみ対策課長 ということではない。

○朝倉委員 ではないよね。

○吉田委員 次回の協議会だけど、原則として土日と聞いて来たのだが、3回目なので今までそういう議論があって平日にされているのかどうか分からないけど。

○小野ごみ対策課長 土日という話はしていないので。ずっと平日。

○吉田委員 市長からの要請状に原則土日になると、こうなっている。それで私もお引き受けしたが、調べてみたら土日一回もなく全部平日。土日にやっていただけないと私出席、きょうも無理してやりくりして来ているが、そういうお話しはなかったのか。28年9月28日の西岡真一郎市長から自治会等協議会についてという文書がある。それに原則とあるが。

○小野ごみ対策課長 文書の中では書いてあるが、この協議会の1回目、2回目の中で平日でもよろしいかというお話をさせていただいた記憶があり、その中で平日を基本にしていたが、土日でなければ難しいということであれば検討させていただく。

○吉田委員 それは、今までそういうお話し合いがなされて原則土日でなくともいいと、こういうことで決まったのかとお尋ねなのですよ。

○小野ごみ対策課長 候補日をお示しさせていただいたときに、皆様方から特にだめということではなかったのですが、土日では開いていない。平日でやらせていただく場合もあるということは記載させていただいていると思う。

○吉田委員 そう書いているけどね。

○小野ごみ対策課長 もし土日でなければ難しいということであれば、それは検討させていただく。

○吉田委員 それは我々のところの問題ですから、委員をかわっていただくとか何かそれなりのあれを考えるが、例外ばかりでやっているなど、こう思ったので。

○蜂谷委員 確かに土日と書かれている。

○小野ごみ対策課長 今までずっと平日で提案させていただいて、皆様方から土日でなければ難しいということではなかったのですが平日で開催させていただいたけれども、今後も御提案させていただく日程でもし調整がかなわないようでしたら、そこは検討させていただく。

○佐野委員 一方的に日程決まってくるのではないかな。この次だって、ここで決めるのではなかったら、あなた方が一方的にこの日、この場所でと来るのではないの。

○小野ごみ対策課長 今回は、候補日を幾つかお示しさせていただく。私たちがもまだ次の日程、具体的ところが、きょうまでの段階で決まっていないので、

いつもだったら、次はこの日でいかがかということで提案できたけれども、今回はそこまで用意ができなかったもので、幾つか日程の候補日を挙げさせていただき、皆様方の日程と調整をさせていただきたいと思っている。

○柿崎会長（環境部長） それでは、すみませんが、お時間になったので、本日はこれで終了させていただく。

閉会